

申込に係る要件（所得・資産）

以下の所得要件、資産要件の両方を満たすことが必要

Ⅱ 所得要件

第Ⅰ区分	本人と生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること（※1）
第Ⅱ区分	本人と生計維持者の支給額算定基準額（※2）の合計が100円以上25,600円未満であること
第Ⅲ区分	本人と生計維持者の支給額算定基準額の合計が25,600円以上51,300円未満であること

※1 ふるさと納税、住宅ローン控除等の税額控除の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合があります

※2 支給額算定基準額＝課税標準額×6%－（調整控除額＋税額調整額）

所得要件の確認は、原則として提出されたマイナンバーにより支援機構が確認

Ⅱ 資産要件

本人及び生計維持者の預貯金、有価証券、現金等の資産（不動産、負債は対象としない）の合計額が基準額未満であること（生計維持者が1人の場合：1,250万円、2人の場合：2,000万円）

注意 有価証券（株式、国債等）については申請時の時価による概算により算出してください

資産に関する証明書（通帳の写し等）の提出は不要 = 自己申告による

申込に係る要件（入学時期・国籍及び在留資格）

Ⅱ 大学等への入学時期等に係る基準

✓ 以下のア・イのいずれかに該当すること

ア 高等学校等を初めて卒業した日の属する年度の翌年度の末日から大学等に入学した日までの期間が**2年を経過していない者**又はこれに準ずるもの

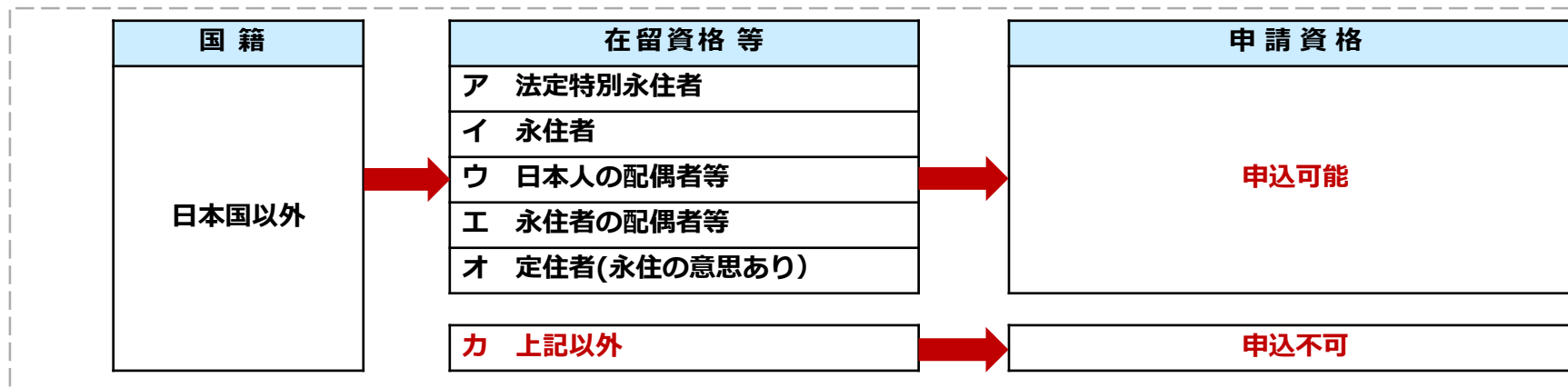
例) 2017年3月（2016年度末）に高等学校等を卒業 → 2019年度末までに大学へ入学した人

2浪まで

イ **高等学校卒業程度認定試験**（以下「認定試験」）の受験資格を取得した年度（16歳になる年度）の初日から認定試験合格者となった日の属する年度の末日までの期間が**5年を経過していない者**（5年経過後、毎年度認定試験を受験していたものを含む）であって、認定試験合格者となった日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日までの期間が**2年を経過していないもの**

Ⅱ 国籍及び在留資格に係る基準

✓ **日本国籍を有する者、法定特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、又は永住の意思が認められる定住者であること**



申込に係る要件（学業成績・学修意欲）

➡ 下記のうち、いずれか1つを満たせば要件をクリア

※学部在学学生対象・学年は令和2年4月時点

1年生

次の①・②のいずれかに該当すること

- ① 高等学校等における**評定平均値が3.5以上**であること、又は、入学者選抜試験の成績が入学者の上位1/2の範囲に属すること
- ② 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること
- ③ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って**学修する意欲を有していることが学修計画書等**により確認できること

2年生以上

次の①・②のいずれかに該当すること

- ① **GPA（平均成績）**等が在学する学部等における**上位1/2の範囲**に属すること
- ② 修得した単位数の合計数が**標準単位数以上**であり、かつ、将来、社会で自立し活躍する目標を持って**学修する意欲を有していることが、学修計画書等**により確認できること

但し、学業成績が適格認定要件の「廃止」の区分に該当する人は、上記の要件を満たしても推薦不可

◆ **GPA**：入学時からの**通算GPA**にて確認

◆ **標準単位数** = 卒業に必要な単位数 / 修業年限 × 申請者の在学年数